

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年9月30日

【発行者名】 ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ
(Pictet Asset Management (Europe) S.A.)

【代表者の役職氏名】 会長 セドリック・バーメッセ
(Cédric Vermesse)
取締役 ニコラ・チョップ
(Nicolas Tschopp)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 2226 フォート・
ニーダーグリュヌバルト通り6B
(6B, rue du Fort Niedergruenewald, L-2226 Luxembourg, Grand
Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券
に係るファンドの名称】 ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド
- 好配当世界公共株ファンド
(Pictet Global Selection Fund -
Global High Yield Utilities Equity Fund)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券
の金額】 100億米ドル(1兆5,141億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円換算額は、
2024年3月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買
相場の仲値(1米ドル=151.41円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2024年5月31日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を下表のとおり新たな情報により更新および追加するため、また、その他一部情報を更新するため、さらに、ファンドの設立地における目論見書および約款が変更されたことから、これらに関する記載を訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いることがありますので、訂正前の換算レートとは異なる場合があります。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概況 (八) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

(「5 管理会社の経理の概況」は訂正内容に該当しないため省略します。)

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ピクテ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（Pictet Asset Management (Europe) S.A.）（以下「管理会社」という。）により管理されるピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド（Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Utilities Equity Fund）（以下「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド」を「トラスト」といい、「好配当世界公共株ファンド」を「ファンド」という。）の運用状況は以下のとおりである。

（１）投資状況

（資産および地域別の投資状況）

（2024年7月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	14,027,698.30	69.48
	イギリス	1,924,839.02	9.53
	ドイツ	1,425,057.83	7.06
	カナダ	556,398.37	2.76
	スペイン	532,532.66	2.64
	イタリア	428,864.55	2.12
	アラブ首長国連邦	248,194.64	1.23
	ケイマン諸島	231,921.96	1.15
	バミューダ諸島	141,800.49	0.70
	フランス	127,501.17	0.63
	サウジアラビア	98,763.45	0.49
	ポルトガル	87,610.53	0.43
	中国	51,079.00	0.25
	ブラジル	38,955.81	0.19
	フィンランド	15,598.17	0.08
小計		19,936,815.95	98.75
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		251,793.57	1.25
合計 (純資産総額)		20,188,609.52 (約3,078百万円)	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグの法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

（注3）米ドルの円換算額は、2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=152.44円）による。以下、米ドルの円金額表示は、特にこれと異なる記載がない限り、すべてこれによる。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(2) 運用実績

純資産の推移

2023年8月から2024年7月末日までの各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2023年8月末日	21,328	3,251	5.50	838
9月末日	19,678	3,000	5.12	780
10月末日	18,879	2,878	5.05	770
11月末日	19,817	3,021	5.34	814
12月末日	20,753	3,164	5.46	832
2024年1月末日	19,807	3,019	5.22	796
2月末日	19,512	2,974	5.17	788
3月末日	19,685	3,001	5.32	811
4月末日	19,464	2,967	5.29	806
5月末日	19,739	3,009	5.50	838
6月末日	19,096	2,911	5.34	814
7月末日	20,189	3,078	5.62	857

< 参考情報 >

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移

(2005年6月10日～2024年7月末日)



(注1) 課税前分配金再投資換算1口当り純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものである。以下同じ。

(注2) ファンドの実績はあくまで過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。以下同じ。

分配の推移

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
2023年 8月	0.03	4.57
9月	0.03	4.57
10月	0.03	4.57
11月	0.03	4.57
12月	0.03	4.57
2024年 1月	0.03	4.57
2月	0.03	4.57
3月	0.03	4.57
4月	0.03	4.57
5月	0.03	4.57
6月	0.03	4.57
7月	0.03	4.57

< 参考情報 >

分配の推移

(2024年7月末日現在)
(単位:米ドル、1口当り、課税前)

	分配金
第10会計年度 (2014年1月1日～2014年12月31日)	0.36
第11会計年度 (2015年1月1日～2015年12月31日)	0.36
第12会計年度 (2016年1月1日～2016年12月31日)	0.36
第13会計年度 (2017年1月1日～2017年12月31日)	0.36
第14会計年度 (2018年1月1日～2018年12月31日)	0.36
第15会計年度 (2019年1月1日～2019年12月31日)	0.36
第16会計年度 (2020年1月1日～2020年12月31日)	0.36
第17会計年度 (2021年1月1日～2021年12月31日)	0.36
第18会計年度 (2022年1月1日～2022年12月31日)	0.36
第19会計年度 (2023年1月1日～2023年12月31日)	0.36
2024年 3 月	0.03
2024年 4 月	0.03
2024年 5 月	0.03
2024年 6 月	0.03
2024年 7 月	0.03
直近1年間累計	0.36
設定来累計	10.87

収益率の推移

	収益率(注)
2023年8月1日 - 2024年7月31日	1.36%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

<参考情報>

収益率の推移



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

ただし、2024年については、2024年7月末の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

なお、収益率算出に使用する2019年末、2020年末および2021年末の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格には、小数点以下第2位まで四捨五入した値を用いている。

(注2) 2024年は年初から7月末日までの収益率となる。

(注3) ベンチマークは設定していない。

2 販売及び買戻しの実績

2024年7月31日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2024年7月31日現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
2023年8月1日 - 2024年7月31日	220,000 (220,000)	496,700 (496,700)	3,595,400 (3,595,400)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2024年7月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=152.44円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド
純資産計算書
2024年6月30日現在
(単位:米ドル)

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券取得原価(注2)	17,135,101.16	2,612,075
投資にかかる未実現純利益	1,932,662.19	294,615
投資有価証券時価評価額(注2)	19,067,763.35	2,906,690
オプション契約時価評価額(注2、12)	0.00	0
現金預金(注2)	79,551.10	12,127
銀行預金(注2)	0.00	0
未収利息、純額	0.00	0
為替先渡契約にかかる未実現純利益(注2、13)	0.00	0
	19,147,314.45	2,918,817
負債		
当座借越(注2)	0.00	0
未払投資運用報酬(注4)	11,148.05	1,699
未払年次税(注3)	2,420.01	369
為替先渡契約にかかる未実現純損失(注2、13)	0.00	0
その他の未払報酬(注7)	38,007.90	5,794
	51,575.96	7,862
2024年6月30日現在純資産合計	19,095,738.49	2,910,954
2023年12月31日現在純資産合計	20,753,150.00	3,163,610
2022年12月31日現在純資産合計	24,940,967.52	3,802,001

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

運用計算書および純資産変動計算書

2024年6月30日終了期間

(単位:米ドル)

	米ドル	千円
期首現在純資産価額	20,753,150.00	3,163,610
収益		
配当金、純額(注2)	299,472.86	45,652
債券利息、純額(注2)	0.00	0
預金利息	4,492.63	685
	303,965.49	46,336
費用		
投資運用報酬(注4)	68,365.10	10,422
保管受託報酬、銀行手数料および利息	19,273.17	2,938
管理事務代行、業務、監査およびその他の費用(注5、6)	110,924.07	16,909
未払年次税(注3)	4,789.92	730
取引手数料(注2)	16,990.13	2,590
	220,342.39	33,589
投資純利益	83,623.10	12,748
以下にかかる実現純利益/(損失):		
投資対象売却(注2、15)	111,315.02	16,969
外国為替(注2)	(2,799.36)	(427)
オプション契約	0.00	0
為替先渡契約	0.00	0
先物契約(注2)	0.00	0
	192,138.76	29,290
以下にかかる未実現純評価利益/(損失)の変動:		
投資(注2、16)	38,112.73	5,810
オプション契約	0.00	0
為替先渡契約	0.00	0
運用による純資産の増加/減少	230,251.49	35,100
受益証券発行手取額	89,799.00	13,689
受益証券買戻費用	(1,307,748.00)	(199,353)
配当金支払(注2、14)	(669,714.00)	(102,091)
再評価差異*	0.00	0
期末現在純資産価額	19,095,738.49	2,910,954

* 上述の差異は、2023年12月31日から2024年6月30日までの間の、サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資証券クラスに関する異なる項目を、関連サブ・ファンドの通貨に換算する際に用いられる為替レートの変動によるものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

発行済受益証券口数および1口当たり純資産価格

(単位:米ドル)

P 分配型受益証券

2024年6月30日現在

発行済受益証券口数: 3,572,700.00口

米ドル

円

2024年6月30日現在

1口当たり純資産価格: 5.34 814

2023年12月31日現在

1口当たり純資産価格: 5.46 832

2022年12月31日現在

1口当たり純資産価格: 6.11 931

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド

財務書類に対する注記

2024年6月30日現在

注1 - 一般事項

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグのアンブレラ型の契約型投資信託（Fonds Commun de Placement）である。ファンドは、共同保有者の利益のために運用される有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。

ファンドは、2010年12月17日のルクセンブルグ法律（改訂済）パート（以下「2010年法」という。）の規定により規制される投資信託（以下「UCI」という。）としての資格を有している。さらに、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日付の改訂済み法律（以下「AIFM法」という。）の意義の範囲内で、オルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

2016年5月27日付のルクセンブルグの法律に従い、ファンドは、ルクセンブルグの商業記録簿にK961号として登録されている。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ、L - 2226 フォート・ニーダーグリュヌバルト通り6Bに登録事務所を有する、2010年法の第15章の意義の範囲内における管理会社であるピクテ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイにより管理される。

AIFM法により、ファンドは公認のAIFMにより運用されなければならない。かかる法律の施行に照らして、2014年5月30日付で、ピクテ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイがAIFMに任命された。

ピクテ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイは、ルクセンブルグの商業記録簿にB51329として登録されている。

サブ・ファンドの活動

2024年6月30日現在、ピクテ・グローバル・セレクション・ファンドには9本の運用中のサブ・ファンドが含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド、日本円（日本円）建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド、日本円（日本円）建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド、米ドル（米ドル）建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド、日本円（日本円）建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド、日本円（日本円）建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド、日本円（日本円）建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カントリーズ・ソブリン・ファンド、日本円（日本円）建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド、米ドル（米ドル）建て

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド、日本円（日本円）建て

重要な事象および重大な変更

2024年5月に新たな英文目論見書が効力発生となった。

クラス受益証券：

サブ・ファンド	クラス受益証券	受益証券を他のクラス受益証券に転換することおよびその逆を行うことができる。	年率0.01%の減じられたルクセンブルグ申込税を課される。	販売会社
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド				
	クラスP受益証券	非該当	非該当	S M B C日興証券株式会社(「日本における主たる販売会社」)または管理会社により承認されたその他の販売会社を通じて申込みを行う投資家に対してのみ販売される。
	クラスP A受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	クラスP Y分配型受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	クラスS T分配型受益証券	非該当	該当	日本においてアセットマネジメントOne株式会社により販売されるファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	クラスS A M分配型受益証券	非該当	該当	日本において三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社により販売されるファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	クラスH Zスイス・フラン建て受益証券	非該当	該当	E U域外のピクテ・グループに属し、管理会社により承認された法人に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド				
	P分配型受益証券	非該当	非該当	三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社を通じて申込みを行う投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。

サブ・ファンド	クラス受益証券	受益証券を他のクラス受益証券に転換することおよびその逆を行うことができる。	年率0.01%の減じられたルクセンブルグ申込税を課される。	販売会社
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	クラスA1受益証券	非該当	該当	管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ハイインカム株式ファンド				
	米ドル建 毎月分配型クラスM受益証券	非該当	非該当	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を通じて申込みを行う投資家に対してのみ販売される。
	分配型クラスP受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
	分配型クラスPA受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファンド				
	クラスP分配型受益証券	非該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド				
	(HP日本円) 日本円建て分配型受益証券 ⁽¹⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
	(HPY日本円) 日本円建て分配型受益証券 ⁽¹⁾	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売され、かつ管理会社により承認されたファンド・オブ・ファンズに対してのみ販売される。
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-ダイナミック・アロケーション・ファンド				
	クラスP受益証券	該当	該当	日本においてピクテ・グループにより販売されるファンド・オブ・ファンズまたは管理会社により承認された機関投資家に対してのみ販売される。

(1) 当該クラスの目的は、当該クラスの通貨に対し、サブ・ファンドの投資有価証券にかかる為替リスクを大幅にヘッジすることである。

注2 - 重要な会計方針の要約

一般事項

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められるUCIに関する会計原則および同国において適用される法定の報告要件に従い表示されている。

現行のファンドの目論見書に定められる通り、各クラス受益証券の純資産額は、各取引日に管理会社により決定される。各サブ・ファンドの取引日は以下の通りである。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンドについては、ルクセンブルグ、英国および日本における各銀行営業日ならびに日本における金融商品取引業者の営業日が取引日である。

以下のサブ・ファンズについては、ルクセンブルグ、英国および日本における各銀行営業日ならびにニューヨーク証券取引所の営業日が取引日である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンドについては、ルクセンブルグ、英国および日本における各銀行営業日、ならびに日本における証券会社の営業日が取引日である。

以下のサブ・ファンズについては、ルクセンブルグ、英国および日本における各銀行営業日が取引日である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファンド

以下のサブ・ファンドについては、ルクセンブルグ、英国、アメリカ合衆国および日本における各銀行営業日が取引日である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド

設立費用

設立費用は、最長5年間にわたり償却されている。

各サブ・ファンドの外国通貨換算

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てで表示される現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算される。

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てで表示される収益および費用は、取引日に適用される為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算される。

発生する為替損益は、運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

ファンドの結合財務書類

ファンドの結合財務書類は、ユーロで表示され、期末現在の実勢為替レートでユーロに換算される各サブ・ファンドの財務書類における項目の合計に等しい。

資産の評価

(1) 証券取引所に上場されている有価証券または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、かかる取引所または市場における入手可能な最終の価格で評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場で取引されている場合には、かかる有価証券の主要市場である証券取引所または市場における入手可能な最終の価格により決定される。

(2) 証券取引所に上場されていない有価証券または他の規制ある市場で取引されていない有価証券は、入手可能な直近の取引値で評価される。

(3) 取引値が入手できない有価証券または(1)および/または(2)に記載される価格が公正な市場価格を反映していない有価証券は、管理会社の取締役会によって決定される合理的に予想される売却価格に基づき、慎重かつ誠実な立場から評価される。

(4) 短期流動資産は、償却原価で評価される。

- (5) オープン・エンド型UCIの受益証券/株式は、入手可能な最終の純資産額に基づいて評価される。決定された価格がこれらの純資産の公正価値を反映していない場合には、公平かつ慎重な基準に従い、管理会社の取締役会によって価格が決定される。
- (6) 規制ある市場、EU域外の証券取引所または他の規制ある市場において上場または取引されていない、残存期間が12か月を超えない短期金融商品は、額面に経過利息を加えた額で評価され、その合計評価額は定額法に従って減価償却される。
- (7) クレジット・リンク債(「CLN」)は、CLNの発行日から2024年6月30日までの原債券の価格の推移(利含み価格で評価される)に基づき、CLNの発行日から2024年6月30日までの(原債券の通貨およびCLNの通貨間の)為替レートの推移を考慮して評価される。
- (8) 手元現金または現金預金、要求払債券および手形ならびに未収金、前払費用、宣言されたまたは発生済みであるが未受領の配当金および利息は、額面価額が入手可能でないと考えられる場合を除き、額面価額で構成される。額面価額が入手可能でないと考えられる場合には、かかる評価額は、これらの資産が適切に真価を反映していると管理会社の取締役が判断した金額を控除することにより決定される。

先物契約およびオプション契約の評価

先物契約およびオプション契約の評価は、入手可能な最終の価格に基づく。

先物契約の認識

各純資産価額の計算において、先物契約にかかる証拠金コールは、相手方の銀行口座による先渡契約関連の実現キャピタル・ゲインおよびロス勘定が直接計上される。

先物契約およびオプション契約の会計処理

先物契約およびオプション契約にかかる未実現評価利益および損失は、各未決済先物契約またはオプション契約の日々の時価評価額の増加/減少相当額の現金受領/支払いを通じて日々決済される。当該現金は、「現金預金」の項目で純資産計算書において計上され、それに対応する数字が「先渡契約にかかる実現純利益および損失」の項目で運用計算書および純資産変動計算書において計上される。

為替先渡契約の会計処理

未決済の為替先渡契約から発生する未実現純損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定され、純資産計算書に計上される。

投資有価証券の売却にかかる実現純損益

投資有価証券の売却にかかる実現純損益は、売却投資有価証券の加重平均原価に基づき計算される。

投資有価証券の取得原価

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、取得日に適用される為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。

収益

配当金は、落ち日に源泉徴税引後の金額で計上される。利息は、発生基準で純額で計上される。

分配金の支払い

管理会社は、サブ・ファンドまたはクラスに対する全ての当期利益および純実現キャピタル・ゲインから分配を宣言することができ、また、分配の合理的水準を維持するために必要な場合、関連するサブ・ファンドまたはクラスの未実現キャピタル・ゲインまたは資本からも分配を宣言することができる。各サブ・ファンドまたはクラスに適用される分配方針は、英文目論見書の関連別紙に記載される。

分配の水準は、予想投資純利益を超える場合もある。したがって、投資者は、投資者に対する分配にはある種の資本の払出し的要素が含まれており、かかる要素が関連するファンドのキャピタル・ゲインを上回った場合は、関連するサブ・ファンドの純資産価額を低下させることに留意すべきである。

分配の結果、ファンドの純資産価額がルクセンブルグの法律に定める最低額に満たなくなる場合には、分配は行われぬ。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金は、失効し、関連するサブ・ファンドまたはクラスに返戻される。

取引費用

取引費用は、投資有価証券の購入および売却に関連する各サブ・ファンドにより生じた費用を表す。これらの費用は、仲買手数料、銀行手数料、税金、保管受託報酬およびその他の取引費用を含み、2024年6月30日に終了した期間の運用計算書および純資産変動計算書に含まれる。

注3 - 年次税

ルクセンブルグで施行されている法規に従い、ファンドは、源泉徴収またはその他の方法で徴収されるいかなるルクセンブルグの所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられない。しかしながら、ファンドの純資産は、各四半期末に支払われ、各四半期末のファンドの純資産に基づいて計算される年率0.05%のルクセンブルグの申込税を課せられる。法律の第174条(2)の意味における、機関投資家のために留保された株式に関連する資産、ならびに短期金融商品および信用機関への預金の集団投資を唯一の目的とするサブ・ファンドについては、この税率は0.01%に引き下げられる。

以下のサブ・ファンドは年次税を免除される：

- その証券が、少なくとも1つの株式市場または定期的取引が行われていて公認かつ公開の他の規制ある市場で上場または取引されている。
- その排他的な目的が、一または複数のインデックスの運用実績を複製することである。

サブ・ファンド内に複数の投資証券クラスが存在する場合、当該免除規定は、上記に規定された条件を満たすクラスにのみ適用される。

さらに、ルクセンブルグにおける他の投資信託の受益証券/株式に投資される純資産部分については、本年次税を免除される。ただし、かかる受益証券/株式が既に本年次税を課せられている場合に限る。

注4 - 投資運用報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、各サブ・ファンド/クラスに帰属する平均純資産額を基準に以下の比例料率で計算される報酬を受領する権利を有する。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド：

クラスP 受益証券：	年率0.75%
クラスP A 受益証券：	年率0.25%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド：

クラスP 分配型受益証券：	年率0.35%
クラスP Y 分配型受益証券：	年率0.35%
クラスS T 分配型受益証券：	年率0.70%
クラスS A M 分配型受益証券：	年率0.70%
クラスH Z スイス・フラン建て受益証券：	年率0.00%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド：

P 分配型受益証券：	年率0.70%
------------	---------

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド：

クラスP 分配型受益証券：	年率0.35%
---------------	---------

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド：

クラスP 分配型受益証券：	年率0.30%
クラスA 1 受益証券：	年率0.25%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド：

米ドル建 毎月分配型 クラスM 受益証券：	年率0.75%
分配型 クラスP 受益証券：	年率0.40%
分配型 クラスP A 受益証券：	年率0.25%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファンド：

クラスP 分配型受益証券：	年率0.30%
---------------	---------

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド：

(HP日本円)日本円建て分配型受益証券： 年率0.35%

(HPY日本円)日本円建て分配型受益証券： 年率0.35%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド：

クラスP受益証券： 年率0.35%

投資運用会社への報酬は、管理会社により負担される。

注5 - 販売報酬

日本における主たる販売会社は、後述のサブ・ファンドのそれぞれの資産から、関連四半期中のサブ・ファンド/クラスに帰属する平均純資産総額を基準に以下の比例料率で計算される四半期毎に支払われる報酬を受領する権利を有する。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド：

クラスP受益証券： 年率0.65%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド：

P分配型受益証券： 年率0.50%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド

米ドル建 毎月分配型クラスM受益証券： 年率0.70%

注6 - 代行協会員報酬

代行協会員は、以下の比例料率により、かかるクラスに帰属する平均純資産総額を基準に計算される、対応するクラスP受益証券および米ドル建 毎月分配型クラスM受益証券の資産から四半期毎に支払われる報酬を受領する権利を有する。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド：

クラスP受益証券： 年率0.10%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド：

P分配型受益証券： 年率0.20%

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド

米ドル建 毎月分配型クラスM受益証券： 年率0.10%

注7 - その他の未払報酬

2024年6月30日現在、その他の未払報酬には、主に保管受託報酬、管理事務代行報酬、販売報酬および代行協会員報酬が含まれている。

注8 - 販売手数料および買戻手数料

販売手数料に加えて、1口当たり純資産価格の3%を上限とする、販売会社に対して支払われる申込手数料(加えて、もしあれば税金)も請求される。

以下については、申込手数料は課せられない。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド	クラスP分配型受益証券 クラスPY分配型受益証券 クラスST分配型受益証券 クラスSAM分配型受益証券 クラスHZスイス・フラン建て受益証券
---	--

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド	クラスP分配型受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファン ド	クラスP分配型受益証券 クラスA1受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド	分配型 クラスP受益証券 分配型 クラスPA受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カントリーズ・ソブリ ン・ファンド	クラスP分配型受益証券
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイ ティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド	すべてのクラスのサブ・ファンド
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド	クラスP受益証券

各サブ・ファンドの受益証券は、1口当たり純資産価格で買戻される。前述の買戻しに際し、買戻手数料は課せられない。

注9 - 希薄化課金およびスウィング・プライシング

希薄化課金

英文目論見書では、希薄化課金機能を利用することが認められている。2024年6月30日に終了した期間中、希薄化課金機能は実施されていない。

スウィング・プライシング

ファンドに対してスウィング・プライシング機能は施行されていない。

注10 - 2024年6月30日現在の為替レート

2024年6月30日現在、以下の為替レートが、結合純資産計算書において、サブ・ファンドの純資産額をユーロに換算するために使用された。

1ユーロ = 172.40191040 日本円

1ユーロ = 1.07175050 米ドル

米ドル建て以外の通貨建ての投資証券クラスに関連する異なる項目を変換する際に、以下の為替レートが使用された。

1米ドル = 160.44999890 日本円

日本円建て以外の通貨建ての投資証券クラスに関連する異なる項目を変換する際に、以下の為替レートが使用された。

1日本円 = 0.00560268 スイス・フラン

注11 - 先渡契約

先物契約

ファンドは、2024年6月30日現在、以下の未決済の先物契約を有していた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド

			満期日	通貨	日本円での残高
購入	4.00契約	CNX Nifty Index	2024/07/25	米ドル	370,544.28
購入	13.00契約	Euro Stoxx 50	2024/09/20	ユーロ	109,685,861.00
購入	12.00契約	Hang Seng China Enterprises Index	2024/07/30	香港ドル	78,275,200.42
購入	3.00契約	Indice FTSE 100	2024/09/20	英ポンド	49,803,530.46
購入	8.00契約	MSCI Emerging Markets Index	2024/09/23	米ドル	69,893,670.00
購入	3.00契約	Nikkei 225	2024/09/13	日本円	118,749,240.00

注12 - オプション契約

ファンドは、2024年6月30日現在、以下の未決済のオプション契約を有していた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド

名称	数量	行使価格	満期日	通貨	日本円での残高	日本円での時価評価額
PUT NASDAQ 100 Stock Index	1	19,000	2024/10/18	米ドル	(85,352,155.10)	5,787,431.00
PUT S&P 500 Index	2	5,300	2024/10/31	米ドル	(46,730,487.69)	2,402,578.00

2024年6月30日現在のこれらの契約にかかる時価評価額は8,190,009.00円であり、純資産計算書の資産部分に含まれている。

注13 - 為替先渡契約

下記の同一の通貨ペアにかかる為替先渡契約は合算されている。満期日までの年限が最長の契約のみが表示されている。

ファンドは、2024年6月30日現在、以下の未決済の為替先渡契約を有していた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
スイス・フラン	13,481.21	日本円	2,401,111.00	2024/07/31

2024年6月30日現在のこの契約にかかる未実現純利益は、2,709.42円であり、純資産計算書に含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
トルコ・リラ	96,000,000.00	米ドル	2,722,266.14	2024/09/03
米ドル	2,266,716.20	トルコ・リラ	78,180,000.00	2024/09/03

2024年6月30日現在のこれらの契約にかかる未実現純利益は、8,008,845.00円であり、純資産計算書に含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
ブラジル・レアル	7,971,204.0	米ドル	1,458,476.89	2024/07/02
チリ・ペソ	1,730,000,000.00	米ドル	1,857,840.41	2024/09/03
日本円	7,443,614.00	米ドル	46,386.27	2024/07/02
メキシコ・ペソ	23,541,185.00	米ドル	1,309,708.80	2024/08/13
ペルー・ヌエボ・ソル	3,395,934.00	米ドル	893,313.96	2024/08/26
タイ・バーツ	31,949,712.78	米ドル	869,002.88	2024/07/30
米ドル	2,842,550.35	ブラジル・レアル	15,182,407.99	2024/08/02
米ドル	992,909.99	チリ・ペソ	940,000,000.00	2024/07/05
米ドル	388,768.49	インドネシア・ルピア	6,373,411,614.00	2024/07/29
米ドル	890,606.26	メキシコ・ペソ	16,441,184.45	2024/08/13
米ドル	528,793.26	マレーシア・リンギット	2,478,454.01	2024/07/09

2024年6月30日現在のこれらの契約にかかる未実現純利益は、6,349,416.00円であり、純資産計算書に含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
香港ドル	6,700,000.00	米ドル	859,592.24	2024/07/26
日本円	14,549,810,340.00	米ドル	91,393,855.11	2024/07/31
米ドル	1,597,287.11	カナダ・ドル	2,193,663.00	2024/07/26
米ドル	650,033.78	オンショア人民元	4,717,000.00	2024/07/26
米ドル	12,572,707.67	ユーロ	11,701,736.86	2024/07/26
米ドル	9,012,198.94	英ポンド	7,104,896.00	2024/07/26
米ドル	4,625,746.05	香港ドル	36,102,773.00	2024/07/26
米ドル	1,088,585.98	日本円	174,198,000.00	2024/07/31
米ドル	493,955.93	サウジアラビア・リヤル	1,855,010.00	2024/07/29
米ドル	1,407,455.32	UAEディルハム	5,172,000.00	2024/07/26

2024年6月30日現在、これらの契約にかかる未実現純損失は232,476.22米ドルであり、純資産計算書に含まれている。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド

通貨	購入	通貨	売却	満期日
日本円	5,363,022.00	スイス・フラン	30,000.00	2024/07/26
日本円	138,000,000.00	ユーロ	807,866.04	2024/07/26
日本円	798,196,000.00	米ドル	5,000,000.00	2024/07/26

2024年6月30日現在のこれらの契約にかかる未実現純損失は、1,179,058.00円であり、純資産計算書に含まれている。

注14 - 分配金の支払

2024年6月30日に終了した期間中、以下の分配金が支払われた。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスP分配型受益証券：

2024年1月	1口当たり40円
2024年2月	1口当たり40円
2024年3月	1口当たり40円
2024年4月	1口当たり40円
2024年5月	1口当たり40円
2024年6月	1口当たり40円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスST分配型受益証券:

2024年1月	1口当たり40円
2024年2月	1口当たり40円
2024年3月	1口当たり40円
2024年4月	1口当たり40円
2024年5月	1口当たり40円
2024年6月	1口当たり40円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド クラスSAM分配型受益証券:

2024年1月	1口当たり35円
2024年2月	1口当たり35円
2024年3月	1口当たり35円
2024年4月	1口当たり35円
2024年5月	1口当たり35円
2024年6月	1口当たり35円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド P分配型受益証券:

2024年1月	1口当たり0.03米ドル
2024年2月	1口当たり0.03米ドル
2024年3月	1口当たり0.03米ドル
2024年4月	1口当たり0.03米ドル
2024年5月	1口当たり0.03米ドル
2024年6月	1口当たり0.03米ドル

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド クラスP分配型受益証券:

2024年1月	1口当たり20円
2024年2月	1口当たり20円
2024年3月	1口当たり20円
2024年4月	1口当たり20円
2024年5月	1口当たり20円
2024年6月	1口当たり20円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド クラスP分配型受益証券:

2024年1月	1口当たり15円
2024年2月	1口当たり15円
2024年3月	1口当たり15円
2024年4月	1口当たり15円
2024年5月	1口当たり15円
2024年6月	1口当たり15円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド 米ドル建 毎月分配型 クラスM受益証券:

2024年1月	1口当たり0.10米ドル
2024年2月	1口当たり0.10米ドル

2024年3月	1口当たり0.10米ドル
2024年4月	1口当たり0.10米ドル
2024年5月	1口当たり0.10米ドル
2024年6月	1口当たり0.10米ドル

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド 分配型 クラスP
受益証券:

2024年1月	1口当たり7円
2024年2月	1口当たり7円
2024年3月	1口当たり7円
2024年4月	1口当たり7円
2024年5月	1口当たり7円
2024年6月	1口当たり7円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド 分配型 クラスP
A 受益証券:

2024年1月	1口当たり20円
2024年2月	1口当たり20円
2024年3月	1口当たり20円
2024年4月	1口当たり20円
2024年5月	1口当たり20円
2024年6月	1口当たり20円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファン
ド クラスP 分配型受益証券:

2024年1月	1口当たり16円
2024年2月	1口当たり16円
2024年3月	1口当たり16円
2024年4月	1口当たり16円
2024年5月	1口当たり16円
2024年6月	1口当たり16円

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレ
ンシー・ヘッジド・ファンド クラス(H P 日本円) 日本円建て分配型受益証券:

2024年1月	1口当たり30円
2024年2月	1口当たり30円
2024年3月	1口当たり30円
2024年4月	1口当たり30円
2024年5月	1口当たり30円
2024年6月	1口当たり30円

注15 - 投資対象売却にかかる実現純利益 / (損失) の詳細

2024年6月30日に終了した期間中の投資対象売却にかかる実現純利益 / (損失) の詳細については、以下の通りであった。

		実現利益	実現（損失）	実現純利益
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド	日本円	1,600,385,186.00	(1,145,490,020.00)	454,895,166.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド	日本円	92,563,443,581.37	(19,923,272,064.27)	72,640,171,517.10
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド	米ドル	561,040.23	(449,725.21)	111,315.02
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド	日本円	166,200,702.46	(8,512,041.00)	157,688,661.46
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド	日本円	321,551,051.00	(116,668,279.00)	204,882,772.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド	日本円	16,065,139,451.00	(2,014,996,611.00)	14,050,142,840.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カンTRIES・ソブリン・ファンド	日本円	563,015,212.00	(181,035,597.00)	381,979,615.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド	米ドル	22,672,989.52	(7,462,190.73)	15,210,798.79
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド	日本円	134,425,524.00	(18,503,053.00)	115,922,471.00

注16 - 投資対象売却にかかる未実現純利益 / (損失) の詳細

2024年6月30日に終了した期間中の投資対象にかかる未実現純評価利益 / (損失) の変動の詳細については、以下の通りである。

		未実現評価利益の変動	未実現評価（損失）の変動	未実現純評価利益 / (損失) の変動
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド	日本円	2,593,613,242.00	(1,128,433,059.00)	1,465,180,183.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド	日本円	102,104,608,127.00	(36,973,391,738.00)	65,131,216,389.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド	米ドル	1,161,227.80	(1,123,115.07)	38,112.73
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・インカム・ストック・ファンド	日本円	412,004,857.16	(44,125,971.62)	367,878,885.54
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンド	日本円	83,312,751.00	(206,100,718.00)	(122,787,967.00)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド	日本円	14,331,622,249.00	(9,175,743,959.00)	5,155,878,290.00

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - リソース・リッチ・カントリーズ・ソブリン・ファンド	日本円	505,753,944.00	(358,335,881.00)	147,418,063.00
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド	米ドル	9,538,004.65	(7,637,199.60)	1,900,805.05
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド	日本円	324,887,610.00	(23,831,618.00)	301,055,992.00

注17 - ロシアウクライナ紛争

2022年2月のロシアとウクライナの紛争勃発は、金融市場のパフォーマンスに影響を及ぼし、さらに制裁措置、市場の混乱、特にロシアとウクライナの証券をめぐる流動性の低さによって、ロシアの証券の大半（オンショア証券、すなわちロシア・ルーブル、ウクライナ・フリヴニャ建て）の取引や評価、S口座からのハードカレンシーへの売却代金の送金が不可能となった。

上記の背景を参照すると

- ロシアの現地通貨建ておよびハードカレンシー建ての証券は、管理会社の取締役会によってゼロで評価されている。
- ロシア・ルーブルの現金口座および預金は、管理会社の取締役会によってゼロで評価されている。

これは状況の変化により変更される可能性がある。

管理会社は、ロシアおよびウクライナに対する既存のエクスポージャーならびにウクライナ/ロシア紛争の影響を監視し続ける。特に、定期的な評価委員会およびリスク委員会の会合においては、現状およびその変化を踏まえた意思決定を行っている。これらの決定は、定期的な検討の対象となっている。重要な検討事項には、これらに限定されない以下のものが含まれる。

- 直接的および間接的なエクスポージャーならびにサブ・ファンドにマイナスの影響を与える可能性が高いスピルオーバー効果
- 市場および資産評価
- ロシア/ウクライナ紛争の結果として課された資本規制および制裁を考慮したポートフォリオ・コンプライアンス

管理会社の取締役会は、ファンドの運営が継続企業として存続することを確認しており、現在の危機を慎重に追っている。

2024年6月30日現在、すべてのロシアの証券およびロシア・ルーブルの現金残高はゼロで評価されている。

ロシア・ルーブルの現金残高がある唯一のサブ・ファンドは、ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・エマージング・ソブリン・ファンドである。

ロシアの証券がポートフォリオに残っている唯一のサブ・ファンドは、ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンドである。

注18 - 後発事象

当期末以降に生じた重要な事象はなかった。

(2) 投資有価証券明細表等

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2024年6月30日現在

(単位:米ドル)

銘柄	通貨	数量	時価 (注2)	純資産 に対する 比率%
公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券 株式				
バミューダ諸島				
CHINA RESOURCES GAS GROUP	香港ドル	42,200.00	147,795.90	0.77
			147,795.90	0.77
カナダ				
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	カナダ・ドル	1,944.00	154,733.84	0.81
EMERA	カナダ・ドル	778.00	25,904.95	0.14
GFL ENVIRONMENTAL -SUB. VTG.-	米ドル	9,581.00	372,094.84	1.95
			552,733.63	2.90
ケイマン諸島				
ENN ENERGY HOLDINGS	香港ドル	33,400.00	275,224.84	1.44
			275,224.84	1.44
中国				
CHINA LONGYUAN POWER GROUP 'H'	香港ドル	24,000.00	21,574.51	0.11
CHINA YANGTZE POWER 'A'	オフショア人民元	7,131.00	28,262.91	0.15
			49,837.42	0.26
フィンランド				
FORTUM	ユーロ	6,136.00	89,516.72	0.47
			89,516.72	0.47
フランス				
VINCI	ユーロ	1,119.00	117,907.60	0.62
			117,907.60	0.62
ドイツ				
E.ON	ユーロ	38,348.00	505,700.44	2.65
R.W.E.	ユーロ	24,153.00	829,286.29	4.34
			1,334,986.73	6.99
イタリア				
ENEL	ユーロ	56,747.00	394,353.55	2.07
TERNA RETE ELETTRICA NAZIONALE	ユーロ	3,313.00	25,550.52	0.13
			419,904.07	2.20
ポルトガル				
EDP - ENERGIAS DE PORTUGAL	ユーロ	21,196.00	79,057.85	0.41
			79,057.85	0.41

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

投資有価証券およびその他の純資産明細表(続き)

2024年6月30日現在

(単位:米ドル)

銘柄	通貨	数量	時価 (注2)	純資産 に対する 比率%
サウジアラビア SAUDI ELECTRICITY	サウジアラビア・ リヤル	21,821.00	95,738.79	0.50
			95,738.79	0.50
スペイン AENA	ユーロ	285.00	57,297.45	0.30
EDP RENOVAVEIS	ユーロ	2,368.00	33,165.38	0.17
IBERDROLA	ユーロ	34,266.00	446,554.41	2.34
			537,017.24	2.81
アラブ首長国連邦 DUBAI ELECTRICITY & WATER	UAEディルハム	152,612.00	91,409.31	0.48
EMIRATES CENT COOLING SYSTEMS	UAEディルハム	94,008.00	37,367.73	0.20
SALIK COMPANY REG.S	UAEディルハム	116,412.00	106,491.78	0.56
			235,268.82	1.24
イギリス NATIONAL GRID	英ポンド	70,709.00	791,349.41	4.14
PENNON GROUP	英ポンド	12,102.00	87,995.49	0.46
SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	英ポンド	32,652.00	736,592.95	3.86
SEVERN TRENT	英ポンド	2,008.00	60,583.72	0.32
UNITED UTILITIES GROUP	英ポンド	5,414.00	66,968.96	0.35
			1,743,490.53	9.13
アメリカ合衆国 AES	米ドル	14,872.00	279,742.32	1.46
ALLIANT ENERGY	米ドル	9,910.00	503,923.50	2.64
AMEREN CORPORATION	米ドル	9,136.00	642,443.52	3.36
AMERICAN ELECTRIC POWER	米ドル	558.00	49,165.38	0.26
ATMOS ENERGY CORP	米ドル	4,184.00	485,427.68	2.54
CENTERPOINT ENERGY	米ドル	17,807.00	547,387.18	2.87
CLEAN HARBORS	米ドル	671.00	154,101.86	0.81
CME GROUP 'A'	米ドル	393.00	76,815.78	0.40
CMS ENERGY	米ドル	9,577.00	569,639.96	2.98
CONSTELLATION ENERGY CORP	米ドル	1,891.00	388,052.11	2.03
CROWN CASTLE INTERNATIONAL	米ドル	2,606.00	254,124.09	1.33
DOMINION ENERGY	米ドル	7,710.00	379,948.80	1.99
DTE ENERGY	米ドル	5,534.00	613,056.52	3.21
DUKE ENERGY	米ドル	574.00	57,577.94	0.30
EDISON INTERNATIONAL	米ドル	7,207.00	516,958.11	2.71
ENTERGY	米ドル	3,907.00	416,447.13	2.18
EQUINIX	米ドル	374.00	282,815.06	1.48
EVERSOURCE ENERGY	米ドル	2,460.00	139,629.60	0.73
EXELON	米ドル	20,626.00	712,009.52	3.73

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

投資有価証券およびその他の純資産明細表(続き)

2024年6月30日現在

(単位:米ドル)

銘柄	通貨	数量	時価 (注2)	純資産 に対する 比率%
NEXTERA ENERGY	米ドル	12,399.00	905,250.99	4.74
NISOURCE	米ドル	14,390.00	413,568.60	2.17
PG & E	米ドル	51,504.00	895,139.52	4.69
PINNACLE WEST CAPITAL	米ドル	4,831.00	368,605.30	1.93
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP	米ドル	11,192.00	817,575.60	4.28
REPUBLIC SERVICES	米ドル	1,419.00	276,463.77	1.45
SEMPRA ENERGY	米ドル	10,687.00	813,173.83	4.26
SOUTHERN COMPANY	米ドル	9,545.00	742,601.00	3.89
UNION PACIFIC	米ドル	830.00	187,497.00	0.98
VISTRA	米ドル	2,162.00	188,677.74	0.99
WEC ENERGY GROUP	米ドル	6,252.00	489,093.96	2.56
XCEL ENERGY	米ドル	4,158.00	222,369.84	1.16
			13,389,283.21	70.11
投資有価証券合計			19,067,763.35	99.85
現金預金			79,551.10	0.42
その他の純負債			(51,575.96)	(0.27)
純資産合計			19,095,738.49	100.00

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 好配当世界公共株ファンド

投資有価証券の地域別分類および業種別分類

2024年6月30日現在

(純資産に対する比率%)

地域別分類		業種別分類	
アメリカ合衆国	70.11	公益事業	72.75
イギリス	9.13	持株および金融会社	15.67
ドイツ	6.99	環境サービスおよびリサイクル	2.93
カナダ	2.90	不動産関連銘柄	2.81
スペイン	2.81	交通および運送	2.65
イタリア	2.20	環境保全および廃棄物管理	1.45
ケイマン諸島	1.44	機械および装置建設	0.77
アラブ首長国連邦	1.24	建設および建築資材	0.62
バミューダ諸島	0.77	電子技術および電子設備	0.20
フランス	0.62		99.85
サウジアラビア	0.50		
フィンランド	0.47		
ポルトガル	0.41		
中国	0.26		
	99.85		

添付の注記は、本財務書類と不可分一体である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2024年7月末日現在の管理会社の払込資本は11,699,000スイス・フラン(約20億2,217万円)である。

(注) スイス・フランの円貨換算は、2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイス・フラン=172.85円)による。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業目的は、

- () 投資信託を目的とした事業に関する2010年12月17日法(改正済)(以下「ルクセンブルグ投信法」という。)第101条(2)および付属書 に従い、2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/ECに基づき権限を付与されているルクセンブルグ国内外の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)およびルクセンブルグ国内外の他の投資信託(以下「UCI」という。)を管理し、
- () オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日付のルクセンブルグ法(改正済)(以下「AIFM法」という。)第5条(2)および付属書 に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)の意味におけるルクセンブルグ国内外のオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)に関して、管理、運営および取引ならびにAIFの資産に関するその他の活動を遂行し、
- () ルクセンブルグ国内で設立され、AIFMDに定義されたAIFの基準を満たすミューチュアル・ファンド、オープン・エンド型投資会社および固定資本型投資会社に関して、ルクセンブルグ投信法第89条(2)の意味における管理会社の職務を遂行し、
- () ルクセンブルグ投信法第101条(3)および/またはAIFM法第5条(4)に特定されるとおり、(a)一任ベースまたは個別ベースでの投資ポートフォリオの管理サービス、(b)投資アドバイスおよび(c)金融商品に関する注文の受領および送信に関するサービスを遂行することである。

管理会社は、居住地サービスおよび管理事務支援を含むサービスの提供先であるUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して、上記の管理、運営および取引サービスも提供する。

管理会社は、申込みおよび買戻しの活動の枠組みの中で、回収金口座の保持、繰延申込費用の融資または同様の活動の遂行を含むサービスの提供先のUCITS、UCIおよびAIFに対して融資または一時的な保証を提供することができる。

管理会社は、自身が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFの受益証券または投資証券をそのローンチ期間中に取得すること(シーディング)ができる。

管理会社は、サービスの提供および/または支店の設置によりルクセンブルグ国外で承認された活動を運営することができる。管理会社は、通常、ルクセンブルグ投信法、AIFM法およびその他の適用ある法律または規則が認める最大限の範囲で、上記サービスに関連する活動を運営することができる。

管理会社は、目的の実現に直接的または間接的に関連するか、有用と認められるか、または必要な活動を運営することができる。ただし、当該活動は、ルクセンブルグ投信法およびAIFM法が定める制限内とし、これらが認める最大限の範囲とする。

管理会社の業務

管理会社は、以下を行う義務を負う。

a) ファンドに関する投資運用機能(ポートフォリオ運用およびリスク管理を含む。)

b) 以下を含む、ファンドの一般管理事務

() 法務業務およびファンド運用会計業務、() 顧客照会への対応、() ファンドの資産の評価および価格設定(納税申告を含む。)、() 規制コンプライアンスのモニタリング

グ、() 受益者名簿の維持、() 収益の分配、() ファンド証券の発行および償還、
() 契約の決済(証明書の発送を含む。)、および() 記録保持

c) 市場機能

管理会社は、活動の一環として、AML/CFT規定^(注)に従って投資活動に内在するマネーロンダリング/テロ資金供与リスクを分析し、資産タイプごとに評価されるリスクに適応した適切なデュー・ディリジェンス措置を設定する義務を負う。かかる措置は以下を含む。

() リスクベースのアプローチに基づく適用あるデュー・ディリジェンス

() 取引、金融および移民に係る制裁ならびに拡散金融防止に注意を払うために行う、取引(該当する場合は資産タイプ)に関連する資産および当事者の管理

取引前スクリーニングは、ルクセンブルグの法令に従って投資前に、かつ、定期的実施される。

非上場資産について実施されるデュー・ディリジェンスは、少なくとも発行体の国および規制された仲介機関の存在を含む(ただし、これらに限られない。)一定の事項を考慮した上で、(上記の)リスクベースのアプローチに調整される。

(注)「AML/CFT規定」とは、国際規定および適用あるルクセンブルグの法律および規則(マネーロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する2004年11月12日付ルクセンブルグ法(改正済)および金融監督委員会告示を含み、これらは併せてマネーロンダリングおよびテロ活動のための資金供与を目的とする投資信託の利用を防止するために、金融セクターの専門家の義務として必須である。)をいう。

委託

管理会社または管理会社が任命した投資運用会社は、管理会社または投資運用会社に、トラストに関する投資機会について助言を行うため、各ファンドにつきまたは複数のその他の投資顧問またはコンサルタントを任命する可能性がある。かかるサービスは、AIFMD第20条の意味における機能、業務または義務の委託を構成しないこと、かつ、管理会社および投資運用会社は、かかる外部の顧問またはコンサルタントから得た助言に拘束されないことが確認されている。

管理会社はさらに、トラストの管理事務業務をファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ) エス・エイに委託している。

管理会社は、自らが機能を委託した第三者の活動を、継続してモニタリングするものとする。

専門責任リスク

管理会社は、AIFM法の意味の範囲内における適切な追加の「自己資金」を保有することによって、専門責任から生じる潜在的責任リスクをカバーする。

2024年7月末日現在、管理会社が管理する契約型投資信託の純資産総額は、129,142,281,056スイス・フランである。

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

_____の部分は訂正箇所を示します。ただし、全文修正（更新）の場合は下線を付しておりません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

(前略)

2023年8月22日 ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（以下「RESA」という。）に公告

< 訂正後 >

(前略)

2023年8月22日 ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（以下「RESA」という。）に公告

2024年9月30日 ルクセンブルグの商業および法人登記所に約款の変更を預託した旨RESAに公告

(3) ファンドの仕組み

< 訂正前 >

(前略)

管理会社の概況

(中略)

(口) 会社の目的

管理会社の目的は、

() ルクセンブルグ投信法第101条(2)および付属書 に従い、2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC（以下「EC指令」という。）に基づき権限を付与されているルクセンブルグ国内外の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）およびルクセンブルグ国内外の他の投資信託（以下「UCI」という。）を管理し、

() AIFM法第5条(2)および付属書 に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の意味におけるルクセンブルグ国内外のオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）に関して、管理、運営および取引ならびにAIFの資産に関するその他の活動を遂行し、

() ルクセンブルグ国内で設立され、AIFMDに定義されたAIFの基準を満たすミューチュアル・ファンド、オープン・エンド型投資会社および固定資本金型投資会社に関して、ルクセンブルグ投信法第89条(2)の意味における管理会社の職務を遂行し、

() ルクセンブルグ投信法第101条(3)および/またはAIFM法第5条(4)に特定されるとあり、(a)一任ベースまたは個別ベースでの投資ポートフォリオの管理サービス、(b)投資アドバイスおよび(c)金融商品に関する注文の受領および送信に関するサービスを遂行することである。

(中略)

管理会社は、申込みおよび買戻しの活動の枠組みの中で、回収金口座の保持、繰延申込費用の融資または同様の活動の遂行を含むサービスの提供先のUCITS、UCIおよびAIFに対して融資または一時的な保証を提供することができる。

管理会社は、サービスの提供および/または支店の設置によりルクセンブルグ国外で承認された活動を運営することができる。管理会社は、通常、ルクセンブルグ投信法、AIFM法およびその他の適用ある法律または規則が認める最大限の範囲で、上記サービスに関連する活動を運営することができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社の概況

（中略）

(口) 会社の目的

管理会社の事業目的は、

() ルクセンブルグ投信法第101条(2)および付属書 に従い、2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC（以下「EC指令」という。）に基づき権限を付与されているルクセンブルグ国内外の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）およびルクセンブルグ国内外の他の投資信託（以下「UCI」という。）を管理し、
() AIFM法第5条(2)および付属書 に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の意味におけるルクセンブルグ国内外のオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）に関して、管理、運営および取引ならびにAIFの資産に関するその他の活動を遂行し、

() ルクセンブルグ国内で設立され、AIFMDに定義されたAIFの基準を満たすミューチュアル・ファンド、オープン・エンド型投資会社および固定資本型投資会社に関して、ルクセンブルグ投信法第89条(2)の意味における管理会社の職務を遂行し、

() ルクセンブルグ投信法第101条(3)および/またはAIFM法第5条(4)に特定されるとおり、(a)一任ベースまたは個別ベースでの投資ポートフォリオの管理サービス、(b)投資アドバイスおよび(c)金融商品に関する注文の受領および送信に関するサービスを遂行することである。

（中略）

管理会社は、申込みおよび買戻しの活動の枠組みの中で、回収金口座の保持、繰延申込費用の融資または同様の活動の遂行を含むサービスの提供先のUCITS、UCIおよびAIFに対して融資または一時的な保証を提供することができる。

管理会社は、自身が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFの受益証券または投資証券をそのローンチ期間中に取得すること（シーディング）ができる。

管理会社は、サービスの提供および/または支店の設置によりルクセンブルグ国外で承認された活動を運営することができる。管理会社は、通常、ルクセンブルグ投信法、AIFM法およびその他の適用ある法律または規則が認める最大限の範囲で、上記サービスに関連する活動を運営することができる。

（後略）

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

日本

2024年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

< 訂正後 >

日本

2024年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

5 運用状況

(2) 投資資産

「(2) 投資資産」については、以下の内容に更新されます。

投資有価証券の主要銘柄

(2024年7月末日現在)

順位	銘柄	国名	業種	保有株数 (株)	取得原価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1.	PG & E	アメリカ	エネルギー・水道	50,975	12.70	647,320.43	18.29	932,332.75	4.62
2.	NEXTERA ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	12,272	59.72	732,851.52	74.97	920,031.84	4.56
3.	NATIONAL GRID	イギリス	エネルギー・水道	72,241	10.55	762,350.45	12.66	914,473.80	4.53
4.	RWE	ドイツ	エネルギー・水道	23,905	31.34	749,146.07	37.31	891,913.89	4.42
5.	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP	アメリカ	エネルギー・水道	10,807	53.58	579,042.22	79.56	859,804.92	4.26
6.	SEMPRA ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	10,577	62.36	659,581.60	79.50	840,871.50	4.17
7.	SOUTHERN CO	アメリカ	エネルギー・水道	9,447	61.33	579,425.19	82.40	778,432.80	3.86
8.	SSE	イギリス	エネルギー・水道	32,316	18.58	600,480.16	23.97	774,540.80	3.84
9.	EXELON	アメリカ	エネルギー・水道	20,414	33.26	678,947.84	36.97	754,603.51	3.74
10.	AMEREN	アメリカ	エネルギー・水道	9,042	67.16	607,264.02	78.97	714,046.74	3.54
11.	DTE ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	5,477	109.24	598,330.31	119.95	656,966.15	3.25
12.	CMS ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	9,479	51.73	490,377.49	64.66	612,912.14	3.04
13.	EDISON INTERNATIONAL	アメリカ	エネルギー・水道	7,133	64.45	459,699.00	79.53	567,287.49	2.81
14.	ALLIANT ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	9,808	47.13	462,211.92	55.09	540,273.68	2.68
15.	E.ON NEMEN	ドイツ	エネルギー・水道	37,954	10.49	398,169.61	14.05	533,143.94	2.64
16.	ATMOS ENERGY CORP	アメリカ	エネルギー・水道	4,141	102.84	425,874.41	127.35	527,356.35	2.61
17.	WEC ENERGY GROUP	アメリカ	エネルギー・水道	6,188	78.00	482,682.65	85.16	526,970.08	2.61
18.	CENTERPOINT ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	17,625	27.23	479,940.62	28.00	493,500.00	2.44
19.	IBERDROLA	スペイン	エネルギー・水道	33,914	9.87	334,647.21	13.16	446,423.66	2.21
20.	ENTERGY	アメリカ	エネルギー・水道	3,867	85.13	329,180.38	115.21	445,517.07	2.21
21.	NISOURCE	アメリカ	エネルギー・水道	14,242	24.94	355,126.89	31.08	442,641.36	2.19
22.	PINNACLE WEST CAPITAL	アメリカ	エネルギー・水道	4,781	69.74	333,415.49	85.11	406,910.91	2.02
23.	DOMINION ENERGY	アメリカ	エネルギー・水道	7,631	70.00	534,179.74	52.77	402,687.87	1.99
24.	ENEL	イタリア	エネルギー・水道	56,164	5.68	319,104.50	7.14	401,139.29	1.99
25.	CONST ENRG CORP	アメリカ	エネルギー・水道	2,121	203.16	430,907.26	183.64	389,500.44	1.93
26.	EQUINIX	アメリカ	不動産	370	769.97	284,887.16	777.59	287,708.30	1.43
27.	CROWN CASTLE INTERNATIONAL	アメリカ	不動産	2,579	151.41	390,473.97	109.22	281,678.38	1.40
28.	REPUBLIC SERVICES	アメリカ	環境サービス・リサイクル	1,405	132.77	186,539.32	193.23	271,488.15	1.34
29.	AES	アメリカ	エネルギー・水道	14,719	20.39	300,071.31	17.70	260,526.30	1.29
30.	GFL ENVIRONMENTAL - SUB. VTG. -	カナダ	環境サービス・リサイクル	6,295	34.06	214,388.73	38.52	242,483.40	1.20

投資不動産物件

該当事項なし（2024年7月末日現在）。

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2024年7月末日現在）。

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

(1) 海外における申込手続

(中略)

当該クラスの本ファンド証券1口当たりの発行価格は、適用される取引日に当該クラスに関して決定される、本ファンド証券1口当たり純資産価格である。適用される純資産価額に、当該純資産価額の3%(および税金(もしあれば))を上限とする販売手数料が追加されることがある。当該販売手数料は、本ファンド証券の販売を行う販売者によって保持されるものとする。

本ファンド証券の発行の申込みは、本ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイの事務所で受領される。

(中略)

<本ファンド証券の発行および所有の制限>

(中略)

() 管理会社の判断のもとで、禁止された者が単独または他の者と共同で本ファンド証券の実質的保有者となっている場合、約款に詳細に定める方法により、当該証券の全部または一部を強制買戻しまたは買戻しさせること。

(2) 日本における申込手続

(中略)

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、本ファンドの純資産が1億円未満となる等協会の「外国証券の取引に関する規則」中に規定される「外国投資信託受益証券の選別基準」に本ファンド証券が適合しなくなったときは、本ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

<訂正後>

(1) 海外における申込手続

(中略)

当該クラスの本ファンド証券1口当たりの発行価格は、適用される取引日に当該クラスに関して決定される、本ファンド証券1口当たり純資産価格である。適用される純資産価額に、当該純資産価額の3%(および税金(もしあれば))を上限とする販売手数料が追加されることがある。当該販売手数料は、本ファンド証券の販売を行う販売者によって保持されるものとする。

管理会社は、下記「スウィング・プライシング/スプレッド・メカニズム」に記載されるとおり、純資産価額に調整を適用する権限を有する。

また、一定の状況において、管理会社は、下記「希薄化賦課手数料」に記載される希薄化賦課手数料を発行価格に課す権限を有する。いかなる場合においても、いずれかの取引日において課される有効な希薄化賦課手数料は、当該取引日に実行されるすべての発行について同一であるものとする。

本ファンド証券の発行の申込みは、本ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイの事務所で受領される。

(中略)

<本ファンド証券の発行および所有の制限>

(中略)

() 管理会社の判断のもとで、禁止された者が単独または他の者と共同で本ファンド証券の実質的保有者となっている場合、約款に詳細に定める方法により、当該証券の全部または一部を強制買戻しまたは買戻しさせること。

<スウィング・プライシング/スプレッド・メカニズム>

管理会社は、ファンドの資金の流出入が大きく、多額の売買が必要となる可能性がある取引日には、関連するファンドの純資産価額を、対象取引の実際の価格を反映するように調整することがある。一般的に、純資産価額は、受益証券の購入の需要が高い場合は上方修正され、受益証券の買戻しの需要が高い場合は下方修正される。かかる調整は、需要が管理会社の取締役会によって設定された一定の閾値を超えた場合、任意の日の関連するファンドの取引すべてに適用される。スウィング・プライシング・メカニズムの目的は、ファンドの既存の受益者を「希薄化」と呼ばれるこの悪影響から合理的に保護することであり、当該ファンドに新規投資する投資者またはファンドへの投資を終了する受益者は、これらの悪影響のコストを負担しなければならない場合がある。これらのコスト(定率または実効値で見積もる。)は個別に請求されるか、または、純資金流入の場合は純資産価額(いわゆるスウィング純資産価額)が上方修正され、純資金流出の場合は純資産価額が下方修正される。管理会社は、スウィング・プライシング・メカニズムの適用について規定するスウィング・プライシング・メカニズムに関する方針を設定し、実施している。この方針は定期的に見直され改訂される。管理会社は、全体的または部分的なスウィングのいずれかを適用するかを決定することができる。

部分的スウィング・プライシング - スウィング・プライシングは、純流入/純流出の総額が、スウィング・プライシング・メカニズムに関する方針に従い管理会社が各ファンドにあらかじめ設定した一定の閾値(スウィング閾値と呼ばれる。)に達した場合にのみ適用される。

全体的スウィング・プライシング - 関連するファンドの純資産価額は、その規模や当該ファンドに対する重要性にかかわらず、資本活動が行われるたびに調整される。

調整率 - 通常の市場環境下では、任意の取引日の調整額はファンドの純資産価額の2%を超えないものとする。管理会社の取締役会は、受益者の利益を保護するため、例外的な状況において、かつ、一時的に、この最大調整率の制限を引き上げることができる。スウィング・プライシング・メカニズムは、(クラスレベルではなく)ファンドレベルで適用される。スウィング・プライシング・メカニズムは、希薄化から受益者を完全に保護するよう設計されたものではない。

スウィング・プライシングの適用により、ファンドの純資産価額のボラティリティは、実際のポートフォリオ実績を反映しない可能性がある(したがって、該当する場合にはファンドのベンチマークから乖離する可能性がある)。これらの手続きは、同一の取引日に同一のファンドのすべての受益者に対し公平に適用される。

該当する場合、適用される成功報酬は、関連するファンドの調整されていない純資産価額に基づいて請求される。管理会社は、ファンドが一定の規模に達するように資産を集めようとしている場合、受益証券の購入にスウィング・プライシングを適用しないことを決定することができる。この場合、受益者が保有する受益証券の価値の希薄化を防ぐため、管理会社は、取引コストおよびその他のコストを自己資産から支払う。

< 希薄化賦課手数料 >

一定の状況下(たとえば、大量の取引があった場合)において、投資費用または投資回収費用は、ファンドにおける受益者の利益に悪影響を及ぼす可能性がある。「希薄化」と呼ばれるかかる影響を防止するため、管理会社は、ファンドの受益証券の発行、買戻しまたは転換につき、「希薄化賦課手数料」を課す権限を有する。希薄化賦課手数料が課された場合、希薄化賦課手数料は関係するファンドに払い込まれ、当該ファンドの一部となる。

各ファンドの希薄化賦課手数料は、当該ファンドの投資対象の取引コスト(取引スプレッド、手数料および譲渡税を含む。)を参照して計算される。

希薄化賦課手数料を課す必要性は、発行、買戻しまたは転換の量に左右される。管理会社は、希薄化賦課手数料を課さなければ既存の受益者(発行の場合)または残存する受益者(買戻しの場合)に悪影響が及ぼされると判断した場合、受益証券の発行、買戻しおよび転換につき裁量に基づく希薄化賦課手数料を課すことができる。特に、希薄化賦課手数料は、以下の場合に課される可能性がある。

- (a) ファンドの純資産価額が継続的な減少に直面している場合(たとえば、大量の買戻し請求の場合)
- (b) ファンドがその規模に比べて多額の受益証券の純発行を行った場合

(c) 「大量の取引」が行われた場合(この場合、大量の取引とはファンドの規模の5%と定義される。)

(d) 受益者の利益のため希薄化賦課手数料を課す必要があると管理会社が判断するその他一切の場合
いずれの場合も、希薄化賦課手数料は、1口当たり純資産価格の2%を超えないものとする。

希薄化賦課手数料は、上記「スウィング・プライシング/スプレッド・メカニズム」に記載されている純資産価額の調整とともに、累積することができる。

(2) 日本における申込手続

(中略)

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の「外国証券の取引に関する規則」中に規定される「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

上記「(1) 海外における申込手続」の内容は、日本における申込手続についても適用されることある。

2 買戻し手続等

<訂正前>

(1) 海外における買戻し

ファンドの取引日として定められた日において、受益者はその保有するファンド証券の買戻しを請求できる。特定の取引日に関するファンド証券の買戻し請求は、買戻し請求を行うファンド証券の口数を明示し、当該取引日の直前のルクセンブルクの銀行営業日の午前11時(ルクセンブルク時間)までに管理会社によって受領される必要があり、その後受領された請求は、翌取引日に関して受領されたものとみなされる。

買戻し価格は、適用される取引日に決定される関連するファンドの1口当たり純資産価格とする。
買戻し請求は、100口以上100口単位で行われなければならない。

いずれかの取引日における買戻しの合計が、当該取引日におけるファンドの総受益証券の口数の5%を超える場合は、管理会社は、別段の定めがない限り全ての買戻し請求を按分により5%以内となるようにして超過分を繰り延べることができる。当該取引日において繰り延べられた買戻し請求はその後の買戻し請求に優先して受理されるが、5%の制限はその場合も課すことができる。

(中略)

(2) 日本における買戻し

(中略)

上記(1)の5%を超える大量買戻しに対する制限は日本における買戻しも含めて適用される。

<訂正後>

(1) 海外における買戻し

ファンドの取引日として定められた日において、受益者はその保有するファンド証券の買戻しを請求できる。特定の取引日に関するファンド証券の買戻し請求は、買戻し請求を行うファンド証券の口数を明示し、当該取引日の直前のルクセンブルクの銀行営業日の午前11時(ルクセンブルク時間)までに管理会社によって受領される必要があり、その後受領された請求は、翌取引日に関して受領されたものとみなされる。

買戻し請求は、100口以上100口単位で行われなければならない。

買戻し価格は、適用される取引日に決定される関連するファンドの1口当たり純資産価格とする。

買戻し手数料は、課されない。

管理会社は、前記「1 申込(販売)手続等 (1) 海外における申込手続、スウィング・プライシング/スプレッド・メカニズム」に記載されるとおり、純資産価額に調整を適用する権限を有する。

また、一定の状況において、管理会社は、前記「1 申込(販売)手続等 (1) 海外における申込手続、希薄化賦課手数料」に記載される希薄化賦課手数料を買戻し代金に課す権限を有する。いかなる

場合においても、いずれかの取引日において課される有効な希薄化賦課手数料は、当該取引日に実行されるすべての買戻しについて同一であるものとする。

いずれかの取引日における買戻しの合計が、当該取引日におけるファンドの総受益証券の口数の5%を超える場合は、管理会社は、別段の定めがない限り全ての買戻請求を按分により5%以内となるようにして超過分を繰り延べることができる。当該取引日において繰り延べられた買戻請求はその後の買戻請求に優先して受理されるが、5%の制限はその場合も課することができる。

(中略)

(2) 日本における買戻し

(中略)

上記「(1) 海外における買戻し」の5%を超える大量買戻しに対する制限は日本における買戻しも含めて適用される。また、上記「(1) 海外における買戻し」のその他の内容も、日本における買戻しについても適用されることがある。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

(前略)

純資産価格の決定ならびに販売および買戻しの停止

(中略)

(二) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行ができない場合。

かかる停止は、買付けまたは買戻しの申込みをした受益者に対し通知され、必要な場合には、前記「第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (5) 開示制度の概要 ルクセンブルグにおける開示 (ロ) 受益者に対する開示」に述べるように、公告される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

純資産価格の決定ならびに販売および買戻しの停止

(中略)

(二) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行ができない場合。

また、管理会社または保管受託銀行が存在しない期間、および管理会社または保管受託銀行が清算に付され、破産宣告を受け、債権者との調整、支払停止もしくは管理経営を求め、または同様の手続きの対象となっている期間中も、受益証券の発行および買戻しは停止されるものとする。

かかる停止は、買付けまたは買戻しの申込みをした受益者に対し通知され、必要な場合には、前記「第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (5) 開示制度の概要 ルクセンブルグにおける開示 (ロ) 受益者に対する開示」に述べるように、公告される。

(後略)